# 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会規約

(名 称)

- 第1条 本会は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会(略称:熊本県産牛肉協議会)と称する。 (事務局)
- 第2条 本会の事務局は、公益社団法人熊本県畜産協会に置く。

(目 的)

第3条 本会は、畜産関係諸団体の相互協調により、熊本県産牛肉の流通・消費拡大を図り、熊本県畜産の安定的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 熊本県産牛肉の銘柄確立に関すること
  - (2) 熊本県産牛肉の流通、市場性の改善向上に関すること
  - (3) 熊本県産牛肉取扱指定店の設置に関すること
  - (4) 熊本県産牛肉の販路及び消費拡大等に関すること
  - (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員と賛助会員によって構成されるものとし、その定義等は次のと おりとする。

#### [正会員]

正会員は、県産牛肉の生産・流通・消費拡大に携わる行政及び団体とし、総会において規 約に定める議案の議決権を有する。

- (1) 熊本県
- (2) 熊本県経済農業協同組合連合会
- (3) 能本県畜産農業協同組合連合会
- (4) 熊本県食肉事業協同組合連合会
- (5) 熊本県酪農業協同組合連合会
- (6) 肥後開拓農業協同組合
- (7) 公益社団法人熊本県畜産協会
- (8) 株式会社熊本畜産流通センター

#### 「賛助会員]

賛助会員は、本協議会の設立目的に賛同するものとし、総会において規約に定める議案の 議決権を有さない。

- (1) 熊本県農業協同組合中央会
- (2) 当該事業に賛同する者

(入 会)

# 第6条

- 1 入会を希望する者は、正会員の推薦書と共に、別に定める入会申込書を提出のうえ、総会の承認を得なければならない。
- 2 入会申込者のうち、県内で肥育を行い、正会員の指導を受け、安全・安心な牛肉生産を行っている者については、入会を拒否することはできない。

(会費等)

第7条 正会員及び賛助会員は総会において議決された会費及び負担金を納入するものとし、年 度の途中に入会する場合は、これを月割にて納入するものとする。

## (退 会)

## 第8条

- 1 会員は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。年度途中に退会した 場合は、すでに納入した会費または負担金は返還しない。
- 2 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の議決により退会させることができる。
  - (1) 協議会の目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
  - (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
  - (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。
  - (4) 会費を1年以上滞納した場合。

## (役 員)

## 第9条

- 1 本会に会長1名、副会長3名、監事2名を置く。
- 2 会長、副会長、監事は、総会において選出する。

#### (役員の職務)

#### 第10条

- 1 会長は、本会を代表して、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計監査にたずさわる。

### (会議)

第11条 会議は、総会及び運営委員会とする。

## (総 会)

#### 第12条

- 1 総会は、会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が特に必要と認めたときに開催する。
- 4 総会は次の事項について議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 会費及び負担金の賦課徴収方法
  - (4) 規約の変更
  - (5)役員の選出
  - (6) 会員の入退会
  - (7) その他、会員が必要と認めた事項
- 5 総会は、正会員の2分の1以上の出席によって成立し、出席正会員の過半数の同意をもって議決する。

## (運営委員会)

#### 第13条

- 1 運営委員会は、会員の職員をもって構成する。
- 2 運営委員長は、運営委員会から選出する。
- 3 運営委員会は、第4条の事業の円滑な推進を図るため必要な事項について協議する。

#### (事業の委託)

## 第14条

1 本会の目的達成のために、事業の一部を会員に委託することができる。

- 2 委託事業に必要な経費は、本会が予算の範囲内で負担する。
- 3 委託事業の内容及び経費については、別に定める委託契約書により契約を締結する。

(会 計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わるものとする。

(経費)

- 第16条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。
  - (1) 会費及び負担金
  - (2)補助金
  - (3) その他の収入

## (附 則)

- この規約は、平成15年1月15日から施行する。
- この規約は、平成15年7月28日から施行する。
- この規約は、平成17年7月1日から施行する。
- この規約は、平成21年6月4日から施行する。
- この規約は、平成22年5月17日から施行する。
- この規約は、平成24年5月16日から施行する。
- この規約は、平成29年8月8日から施行する。